

尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和4年3月28日 午後3時49分～午後5時46分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	太 田 垣 亘 世
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	梅 山 耕 一 郎
教 育 次 長	東 政 信
事 務 局 参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	西 村 和 修
学 校 教 育 部 長	増 田 裕 一
学 校 教 育 部 次 長	橋 本 貴 宗
社 会 教 育 部 長	安 田 博 之
企 画 管 理 課 長	西 田 啓 行
職 員 課 長	中 道 隆 広
幼稚園・高校企画推進担当課長	谷 章
社 会 教 育 課 長	松 田 陽 子
歴 史 博 物 館 長	伊 元 俊 幸
中 央 図 書 館 長	安 福 眞 理 子

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第12号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任について
- (2) 議案第13号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第14号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
- (4) 議案第15号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第16号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
- (6) 議案第17号 学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
- (7) 議案第18号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第3 協議・報告

- (1) 行政不服審査請求に係る協議について
- (2) 市立高等学校スクール・ミッションの策定について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時49分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 日程第2「議事」の「議案第12号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任について」及び日程第3「協議・報告」の「行政不服審査請求に係る協議について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第12号」及び「協議・報告」の「行政不服審査請求に係る協議について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。次に、日程第2「議事」の「議案第17号 学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第17号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。2月定例会および臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等がありますでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。2月定例会および臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、2月定例会および臨時会の議事録を承認することにいたします。次に、「議案第13号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」及び「議案第14号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。中道 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、議案第13号及び第14号につきまして、一括してご説明申し上げます。2月の臨時会で、令和4年度向けの組織改正についてご説明いたしましたとおり、現行の学校企画課と学事課を統合して学事企画課を新設するほか、現行の幼稚園・高校企画推進担当を、就学前教育課と高校教育課として新設す

ることをご説明させていただきました。その組織の改正に応じ、所属が担う事務分掌及び専決事項等について、整理する必要があるため、関係規則等の改正につきまして、あわせてご説明し、一括してご審議をお願いするものでございます。始めに、「議案第13号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。お手元の資料の15ページ、新旧対照表をお開きください。まず、第2条が、組織改正に伴う課名の改正になります。主な内容といたしましては、右欄現行の学校企画課と学事課を左側の下線部分の通り、学事企画課、就学前教育課、高校教育課に改めるものです。また、下ほどの第3条の2第3号の表ですが、指導主事を置く所属につきましては、学校企画課から、就学前教育課と、次ページになります高校教育課としております。次に第4条の事務分掌について、先ほどの第2条の課の改正に合わせて、それぞれの課が担う事務分掌を整理するものです。中ほどの学事企画課につきましては、第1号から第6号は学校企画課から移管される項目ですので記載は省略しています。第7号以降は、主には現行の学事課から移管されている項目となります。続きまして、17ページの右側、現行欄、第7号以降の項目ですが、これらは主に現在の幼稚園・高校企画推進担当の事務分掌となっています。幼稚園・高校企画推進担当は、担当課であるため、事務分掌上は必置課である学校企画課に規定されております。これらの事務分掌を、18ページ就学前教育課及び、19ページ高校教育課に振り分け、分掌を整理するものです。次に、20ページ中ほどの学校給食課につきましては、中学校弁当の終了と、学校給食センターの設立に伴い、それぞれ下線の通り、事務分掌を整理しているものでございます。続きまして、「議案第14号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について」でございます。32ページ、新旧対照表をご覧ください。32ページ及び33ページが改正後、34ページが現行となっております。こちらは、先ほどの事務分掌規則の改正に合わせて、新設された課の学事企画課、就学前教育課及び高校教育課に係る専決事項を整理するものでございます。改正する部分は、別表第2 個別専決事項表となります。学事企画課につきましては、下線部のとおり、現行の学事企画課に規定されている学校及び幼稚園の備品の充実計画を立てることなどの項目を、また、その下、就学前教育課につきましては、現行の学校企画課に規定されている幼稚園に対する幼児教育上の指導助言を計画し、実施することなどを、さらにその下、33ページにかけて、高校教育課につきましても、現行の学校企画課に規定されている高等学校の教材等の使用届出を処理することなど、専決事項として規定の整理を行うものです。なお、それぞれの専決区分につきましては現行と変更はございません。これらの規則等の施行日は令和4年4月1日としております。また、それぞれの規則等の現行につきましては21ページから27ページと35ページから49ページに参考として添付しております。議案第13号及び第14号に係る主な改正内容の説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員

それぞれの部署を振り分けする際の考え方について説明していただきたい。

職員課長 新しい課を設置する場合は、その課がどういう業務を求められるかを整理していくことが原則になります。今回の場合、就学前教育課と高校教育課につきましては、現に幼稚園・高校企画推進担当がありますので、掲げられている分掌の中で幼稚園に係るものと高校に係るものを分けるような形となります。また、学事課と学校企画課につきましては、それらが統合されるような形になりますので、基本的には業務を合わせる、分けるという形での整理となっております。

正岡委員 今回こういう風に組織が変わったことに関して、職員の定数について変更はなかったのか。

職員課長 はい。変更になった業務について、多少のやりくりは出てきますが、大きな数の変更は基本的には特にございません。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑もないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第13号」及び「議案第14号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第13号」及び「議案第14号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第15号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
中道 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、「議案第15号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。こちらの規則は、教育委員会の事業所の内部組織の事務分掌などを定めたものでございますが、今般の事業の執行体制等の変更に伴う整理を行う必要を認めましたことから、規則改正を行うものでございます。52ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第5条の学び支援課でございますが、現行の下線部、第7号から第9号と、第11号の項目にしましては、従前、学び支援課が担っておりましたが、学校 ICT 推進課が設置され、令和3年度は、学び支援課と学校 ICT 推進課が協同で実施してきました。今回、情報教育に関する調査、研究や、教材の整理、機器の利用普及などの業務は、情報ネットワークを始め ICT 関連の端末に関する環境整備として、一括して学校 ICT 推進課で担い、効率的に業務を遂行していくこととし、こちらの4項目につきましては、令和4年度から、学校 ICT 推進課に分掌事務を整理するものでございます。また、次のページにつきましては、学校給食センターに関する項目として、今年1月に学校給食センターが設立され、PFI 方式による業者での運営が始まりましたことから、これらの関連事務としまして、第2号「学校給食センターの維持管理に関すること。」を追記しております。

ます。なお、こちらの規則の施行日は令和4年4月1日としております。また、規則の現行につきましては54ページ以降に参考として添付しております。簡単ではございますが、議案第15号 教育委員会事業所事務分掌規則の改正に関する説明は、以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

職員課長 少し議案に誤りがございましたので訂正をお願いします。50ページの下から3行目です。(2)学校給食センターの維持管理「の」となっておりますのを「に」に訂正をお願いします。

白畑教育長 昨年、学校ICT推進課を整理した時には、今回の箇所は整理されていなかったのか。

職員課長 その時は、昨年の分掌としてお聞きしておりました。令和3年度については教育総合センターに確認しますと共同で実施しているとのことでした。今後はどちらかという学校ICT推進課でやっていくということで整理をされているので、今回新たに改正をしてほしいというようなお話をいただきましたので、改正したものでございます。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑もないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第15号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第15号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第16号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。中道 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、「議案第16号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」につきましてご説明申し上げます。こちらの協定は、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の職員に補助執行させるために、市長と教育委員会との間で結んでいる協定でございます。60ページ、新旧対照表をご覧ください。現在、市長の権限に属する事務のうち、歴史資料としての公文書等の保存及び利用に関する事務を教育委員会の職員に補助執行させる事務の一つとして規定しております。今般、歴史的公文書の適切な保存や、利用等その他の公文書の適正な管理等を図り、市の活動を現在と将来の市民に説明することを目的に制定した「尼崎市公文書の管理等に関する条例」が新たに施行されることに伴いまして、改正後の欄に記載のとおり文言を改正し、整理するものでございます。なお、こちらの協定の施行日は令和4年4月1日としております。また、現行の協定書につきましては61ページに参考として添付しております。以上で、「議案第16号 予算の執行等に関する協定の

一部を変更する協定について」に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 この改正は公文書の管理保存を目的として条例に合わせて作られたという理解でいいのか。

歴史博物館長 端的に言いますとその通りでございます。先ほど職員課長からご説明ありましたが振り返って経緯からご説明いたしますと、昨年、文化財収蔵庫と総合文化センターの中にありました地域研究史料館が組織統合をし、歴史博物館として新たにオープンいたしました。地域研究史料館では以前から様々な尼崎の歴史に関する資料を集めておりましたが、その中で市の公文書について重要なものを収集、あるいは利用に供してきたという経過がございます。公文書の管理等に関する条例は定例会で可決されまして、4月1日に施行されるわけですが、この条例の中で歴史的に重要な公文書についてきっちりとまず保存する、それと市民の方に広く利用していただくというような内容が盛り込まれてございます。条例施行前の現在におきましては、条例に基づかずにいわゆる内規で、そういった制度の運用を行っておりますが、4月以降は条例に基づいてきっちり行っていこうということになりますので、それに合わせて文言の整理を行ったということでございます。

中平委員 現行の「(3) 歴史資料として重要な市の公文書等の保存及び利用に関する事務で特に必要があると認められるもの」というのは、新しく作られた(3)の内容でカバーされているのか。

歴史博物館長 はい、ほぼ同様の内容となります。

中平委員 現行のものと改正後のものも、歴史的公文書や歴史資料に重点が置かれていると思うが、公文書管理においては、歴史的価値があるかどうかはさておき、公文書として保存すべきものを保存するという目的や方向性になっていると思う。歴史資料としての公文書管理という方向へ向かっていくのか、あるいは一般的な公文書館としての機能を有していく方向で、この条文は考えられているのか伺いたい。

歴史博物館長 現行では、やはりどこまでいっても歴史資料としての位置づけになります。ただ今回、条例に定める中で、「第2条第2号に規定する歴史的公文書」としてありますが、これは「予算の執行等に関する協定書」に於いて市長から我々に補助執行させられているのがまさしくその本質的な部分についているところでございます。公文書として永久保存であるとか利用を図るという意味にシフトしたというふうに考えていただいたら結構かと思えます。

中平委員 民主的な手続きが取られているかということ担保するような公文書館の役割は市長の権限の中で行われているということか。

歴史博物館長 あくまで市長の責任において行う業務の位置づけでございます。

白畑教育長 実際は、歴史的文書の選別を所管課で判断するのではないのか。

歴史博物館長 「尼崎市公文書の管理等に関する条例 第2条第2号」では、歴史的公文書を類型として4種類の文書があるということで併記されております。1点目は、市の組織でありますとか、政策の検討過程、決定、実施もしくは実績に関する重要な情報。2点目としまして、市民の権利または義務に関する重要な情報。3点目としまして、市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報。4点目としまして、市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報。この4類型を示されておりますが、それぞれの文書が歴史的であるかどうかというのは、内容に一番精通したそれぞれの業務を行う所管課で判断することとされております。

白畑教育長 最後の4点目はわかりやすいと思いますが、他の3点については通常の業務の中で、それが歴史的公文書なのかの判断はなかなか難しいと思います。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑もないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第16号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第16号」は原案のとおり可決いたしました。それではここで、職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開いたします。それでは、「議案第18号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。安福 中央図書館長。

中央図書館長 中央図書館長でございます。85ページをお開き願います。「尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。改正理由としましては、配本所の位置について変更するにあたり、所要の整備を行うものとなります。この度、大庄南生涯学習プラザ（旧大庄公民館）の耐震化工事が完了いたしましたことに伴い、元の場所に戻すということでございます。改正内容は、別表の87、88ページに記載のとおりです。尼崎市図書館の配本所とする施設から大庄北生涯学習プラザを削除し、大庄南生涯学習プラザを追加するという事です。施行期日は令和4年5月1日です。よろしくご審議いただきますようお願いい

たします。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員 5月1日から実際に本が動いていくこととリンクしている理解でよいか。

中央図書館長 現在の大庄北での運営を令和4年4月18日までさせていただきまして、5月1日から元の場所に大庄南生涯学習プラザのオープンに合わせて配本所を設置する形になります。

中平委員 この間、立花南生涯学習プラザに行った際、一案として図書館機能みたいなものも検討してみたいというような声もあったが、今後、生涯学習プラザにこういう設置場所を増やしていくみたいなことは考えているのか。

中央図書館長 今のところは特にございません。今回も大庄北生涯学習プラザに一時置かせていただきましたが、スペースが十分取れなくて2552冊しか置いていない状況でございます。元のところに戻しますと5000冊になります。

白畑教育長 図書館基本方針でJR沿線に図書館を一つ欲しいというのが悲願としてあります。

正岡委員 各施設に何冊ぐらいの蔵書数があるか伺いたい。

中央図書館長 ホームページにも掲載されておりますが、令和2年度では、中央北生涯学習プラザ（旧中央公民館）が、8085冊。中央南生涯学習プラザはサンビックの中で少し小さいですが、2886冊。小田北生涯学習プラザで2万5437冊。大庄南は、旧公民館分が入っておりますが5292冊。立花北生涯学習プラザは、9413冊。武庫東生涯学習プラザの図書室が1万7401冊。園田西生涯学習プラザの図書室が1万8101冊。ユース交流センターの図書室が1万2353冊でございます。

中平委員 図書館機能ということを考えていたときに、配本したらそれで終わりということではないと思っている。ユースカウンスルでも中央図書館をもっと利用したいという方がいらっしやったが、本は文化を育てていく凄く大事な土壌だと思っており、本に触れていただくような施策や図書館の利用推進といった図書文化に触れていくようなこともセットで考えているのか。

中央図書館長 この1月に高校生が主体となって、中央図書館で「謎解きゲーム」を一生懸命考えてくれて、コロナ禍であったので沢山というわけではありませんが、10人程度が集まっていたら、図書館の中で謎解きを楽しんでいただいたという1日がございます。また、我々が行っている行事を生涯学習プラザで実施したりと、ここ数年コロナの関係でお子さん向けとか、親子向けがどんどん積極的にできない時期もございました。

たので、今後も実施したいと考えております。あと、立花南生涯学習プラザのオープニングイベントで土曜日のビブリオバトルに出張で寄せていただこうとも思っております。こうしたいろんな機会があれば、読書推進の活動を図書館外でも発信できると考えております。

中平委員 この大庄南生涯学習プラザで、積極的にそういう施策や企画を打っていく予定もあるのか。

中央図書館長 大庄に限ったことではありませんが、地域課との調整も必要ですので、いくつか事業を進めていければと思っています。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑もないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第18号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第18号」は原案のとおり可決いたしました。それではここで、職員の入替えを行います。

白畑教育長 議事を再開いたします。それでは、日程第3「協議・報告」の「市立高等学校スクール・ミッションの策定について」を議題とします。先の総合教育会議で議論いただいた内容で問題がなければ、教育委員会としての決定をさせていただきたいと思いません。

正岡委員 1点だけ伺いたい。琴ノ浦の3つ目の項目について、前回は「身近な地域社会を支える『専門性を有した』人材を育成する」となっていたが、「専門性を有した」が削除された理由はなぜか。

幼稚園・高校企画推進担当課長 先日の市長との打合わせの際に、市長から「地域社会を支える力を有した人材の育成」との意見を伺っていたため、このように変更をさせていただきました。

学校教育部次長 また、双星高校と重なる感じもありましたので、この部分の削除を行いました。

中平委員 主語が学校教育側であるため、「生徒に Agency を持つ」というわけではなく、「学校教育で生徒に Agency をもたせるように育てる」ということなので、主体は学校教育側にあることをしっかりと認識することが重要だと感じた。答えとして Agency をもったらいというわけではなく、求められている Agency とは何かを常に問われていくような仕掛けが運用していくときに必要ではないかと、先日の打合せ後に市長とそんな話をしてきた。生徒に Agency を持つというような静的なものではなく、アクティブになる

ような議論をしていたのでまた考えていければいいと感じた。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑もないようですので、これで市立高等学校スクール・ミッションはAgencyで決定したいと思います。それでは本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会3月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、98ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。3月3日及び25日に「政策推進会議」が開催されました。また、15日には、第9回ひと咲きまち咲きあまが咲き推進会議が開催されました。議会関係では、3月8日から9日にかけて代表質疑、10日には予算特別委員会（文教分科会）、17日から18日にかけては総括質疑が行われました。代表質疑、総括質疑では、「コミュニティ・スクール」や「医療的ケアを要する児童への支援について」など幅広く質問がなされ、答弁の作成件数としては、代表質疑が計23問、総括質疑が計47問でございました。次に、学校教育関係でございます。2月28日から3月25日にかけて、市立学校園の卒業式を執り行いました。続いて、社会教育関係でございます。3月4日に第1回尼崎市スポーツ推進審議会を開催しました。また、15日には第4回尼崎市生涯学習審議会が開催されました。最後に、4月の主要行事予定表でございますが、4月1日に辞令交付式、4月4日に教育委員会始業式がございます。始業式は視聴覚室にて15時30分より開催予定でございます。また、学校園の入園式及び入学式につきましては、表のとおり4月7日から順次、執り行う予定でございます。教育委員会については、4月25日15時30分より4月定例会を開催予定としております。報告は以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時46分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会3月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。